

石原ケミカル株式会社定款

第1章 総則

(商号)

- 第1条 当社は石原ケミカル株式会社と称する。
英文では ISHIHARA CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

(本店の所在地)

- 第2条 当社の本店は神戸市に置く。

(目的)

- 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
- ①工業用薬品ならびに化学製品の製造
 - ②洗浄剤、磨き用剤およびつや出し剤の製造、加工、販売
 - ③防水剤、脱臭剤および芳香剤の製造、加工、販売
 - ④医薬品原薬、医薬品の製剤および医薬部外品の製剤の製造、加工、販売
 - ⑤殺菌剤、消毒剤の製造、加工、販売
 - ⑥食品添加物の製造、加工、販売
 - ⑦化粧品の製造、加工、販売
 - ⑧メッキ薬品の製造、加工、販売
 - ⑨塗料、耐熱離型剤、酸化スケール防止剤、フラックスおよび金属探傷剤の製造、加工、販売
 - ⑩無機塩類および触媒の製造、加工、販売
 - ⑪工業用試薬の製造、加工、販売
 - ⑫潤滑油およびグリースの製造、加工、販売
 - ⑬セラミックスの製造、加工、販売
 - ⑭測定器、分析機器および理化学機械器具の設計、製作、据付、販売
 - ⑮化学工業薬品の販売
 - ⑯プラスチックの販売
 - ⑰非鉄金属の製造、加工、販売
 - ⑱金属、プラスチック等の表面処理設備および自動検査装置、分類機の販売
 - ⑲電気炉の販売
 - ⑳前各号に関する輸出入業務
 - ㉑不動産の売買、賃貸借ならびに管理
 - ㉒前各号に附帯関連する一切の業務

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,130万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随

時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第25条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集)

第28条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1

項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第33条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第34条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2023年3月1日改訂)

石 原 ケ ミ カ ル 株 式 会 社

神戸市兵庫区西柳原町5番26号